

令和7年度京都府つながる・学ぶ・働く支援センター運営事業
落札者決定基準

令和7年度京都府つながる・学ぶ・働く支援センター運営事業に係る総合評価競争入札において、入札参加者から提出された各評価項目の評価に当たり、入札価格の評価（以下「価格評価点」という。）及び企画提案に対する評価（以下「技術評価点」という。）の観点で評価する。

落札者の決定に当たっては、最適な事業者を選定するため、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある入札者のうち、価格評価点及び技術評価点の合計点（以下「評価値」という。）の最も高い者とする。

- 総合評価の方法

- 1 評価値

- 1 評価値
評価値の満点を300点とし、その内訳は価格評価点を100点、技術評価点を200点とする。さらに、技術評価点は仕様の適合性等「価格と同等に評価できる項目」の評価を100点、企画提案の創造性や新規性等「価格と同等に評価できない項目」の評価を100点とする。

- 2 価格評価点の評価方法

- 2 価格評価点は、予定価格の制限の範囲内にあるものについて、次の計算式による。

- $$\text{価格評価点} = (1 - \text{入札価格（税込）} / \text{予定価格}) \times 100 \text{ 点}$$

[小数点第3位以下切り捨て]

- 3 技術評価点の評価方法

- 3 技術評価点は、別表の評価・採択基準に基づいて評価を行い、評価項目ごとに得点を算出する。

- 4 落札者の決定方法

- 4 評価値が最も高い者を落札者とする。

- ただし、同点の場合は、くじ引きにより決定するものとする。

- 5 その他

- 5 以下の場合には、落札の対象としない。

- 仕様を満たしていない場合